

千葉県がん対策推進条例について

「千葉県がん対策推進条例」(平成25年3月施行)は、その附則において「知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」とされている。令和7年度は検討の対象年度に当たることから、これまでの検討状況を踏まえ、以下の案を提案したい。

1 千葉県がん対策推進条例の概要

がん情報の収集・提供(7条)、がん予防・早期発見(9、10条)、質の高いがん医療の提供(11条)、がん患者への支援(17条)、がん対策推進計画策定(18条)

2 検討状況

(1) 前々回(平成28年度)の検討

平成27年度第3回千葉県がん対策審議会において、「第2期千葉県がん対策推進計画」(計画期間:H25年度~29年度)の中間評価を実施した。その結果を受けて、平成28年度第1回千葉県がん対策審議会で意見を伺ったところ、条例の見直しが必要であるとの意見はなかった。

(2) 前回(令和3~4年度)の検討

令和3年度第2回千葉県がん対策審議会において、「第3期千葉県がん対策推進計画」(計画期間:H30年度~R5年度)の中間評価を実施したところ、各施策が条例に沿って適切に実施されていることが確認された。

また、令和4年4月にはがん対策審議会委員に対し、条例の見直しについて意見照会を行ったところ、委員から以下の意見が寄せられた。この意見については、会長及び事務局で協議を行い、今後の施策推進の参考とすることとし、条例の見直しは見送ることとした。

意見: 条例第十条第一項の「がん検診の受診率の向上のための計画的かつ組織的ながん検診の実施」の後に、「(希少がんではあるが進展例の死亡率が高く早期発見が容易である口腔がん検診の推進)」を盛り込んでほしい。

3 対応(案)

過去2回の検討では、計画の中間評価を踏まえて条例の見直しについて検討を行ってきた。現行計画の中間評価は令和9年度に実施予定であることから、その結果を踏まえ、令和10年度に条例見直しの必要性について検討したい。